

2020年3月1日

## 「2020年度勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請」 に対する道の回答への評価・見解

北海道労働者福祉協議会

1. 北海道労働者福祉協議会は「2020年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請書」を2019年10月17日に北海道知事へ提出しました。

さらに、要請内容の趣旨を明確にするため、2019年10月30日に「勤労者福祉向上キャンペーン」実行委員会メンバーが、道の関係部局に対して趣旨説明を行いました。これに対して道からは、別掲のとおり2019年12月10日付での回答がありました。

2. 北海道労福協は受理した回答内容について検証を行い、あらためて質すことが必要な点と追加の要請事項等について、12月25日に道側へ申し入れいたしました。

以下、この件に対する追加の回答を踏まえたうえで、今般の要請に対する北海道労福協としての評価・見解を明らかにします。

- (1) 「SDG,s（持続可能な開発目標）の達成と協同組合の促進・支援」に関わる要請項目については、『北海道におけるSDG,sの推進』のなかで回答のあった、2018年12月に策定された「北海道SDG,s推進ビジョン」の遂行状況と、2019年8月に開設した「北海道外国人相談センター」の今後の活動を注視していくなかで評価を下すべきと考える。

しかし、その他の要請項目に対する回答は、前年度の回答と同じであり、とりわけ、『労働者協同組合法』の法制化に関する決議が、道議会はもとより道内63市町村議会で行われているにもかかわらず、「法が成立しなければ何もできない」という回答にはきわめて遺憾であり、道としての主体的な行動姿勢を望むところである。

- (2) 一昨年9月に発生した「胆振東部地震」をはじめ、近年の地震や台風・大雨による自然災害の発災は、道民はもとより日本国民の生活を根底から脅かすものであり、このことへの備えはもちろんのこと、被災者への生活再建に向けた素早い支援対応は、まさに国民的課題と言えます。とりわけ、被災者生活再建支援制度（1998年5月制定）の不備（半壊世帯に対する支援金の無支給など）に対する措置は早急に求められるところであり、このような観点から、道が全国知事会を通じて要望していることについては敬意を表したい。また、道立学校における非構造部材に係る耐震点検・対策は「実施率100%」との回答であり、災害時の連絡に必須となる「避難行動要支援者名簿」の作成も全市町村が完了しているということであり、この点についても評価を下したい。

- (3) 格差・貧困が拡大するなかにあつて、「奨学金制度」に関わる問題は依然として大きな社会問題であることは否めず、2017年3月に念願の給付型奨学金制度が創設されたとはいえ、私たちが希求する制度には未だ程遠いレベルにある。

このような環境下で、公立大学である札幌医科大学の授業料引き下げに関して、新たな修学支援制度では対象外となる学生に対する減免措置を継続する、との回答に対しては一定の評価を与えたい。

しかし、この問題に対する道としての基本的な姿勢は従前と変わりなく、とりわけ「北海道独自の利子補給制度の創設」については、先進的な県における申請者数の伸び悩みなどを理由に、消極的な姿勢に固執しており、回答の主旨からは「奨学金返還支援策」に係るスタンスがきわめて希薄であると言わざるを得ない。

- (4) 社会的孤立を排除し、「共生社会」の実現を期して改正（2018年10月施行）された「生活困窮者自立支援制度」は、就労準備支援事業や家計改善支援事業など行政サイドに制度利用を勧める努力義務が課せられたとはいえ、今般の回答主旨は前年度とほとんど変わらず、道としての積極的な取り組み姿勢はうかがわれない。

なお、道内各市における「支援会議」の設置は未だ一割程度にとどまっているものの、会議の構成メンバーに「民生・児童委員や地域住民」の方々を加えるよう働きかけるとの追加回答には、不十分ながらも今後の進捗動向に期待したい。

しかし、道内でも年を追うごとに開設が進む「こども食堂」への対応は、市町村の枠を越えた支援体制、実施団体と協力者を結ぶコーディネーターの配置を求める要請に対しても具体的な回答はなく、「フードバンク」への対応要請に至っては、担当部署が特定されていないという理由から今年もゼロ回答に終始し、福祉行政への責任あるスタンスが問われる結果となった。

- (5) 継続協議扱いとしていた「勤労者福祉資金融資制度」の非正規自治体職員等への利用拡大については、今般の要請前に了解（2019年7月）を得た経緯にあるものの、制度利用が可能な対象者を中小企業に準ずる規模の法人従業員（NPO・社会福祉・医療・学校・社団・財団法人等）にも拡大すべきとの要請には、年々利用者が低迷し且つ、信用保証機関である「北海道勤労者信用基金協会」に対する道からの損失補償を打ち切った経過にも関わらず、『今後の検討課題』とした姿勢にはきわめて後ろ向きの回答と言わざるを得ず、引き続き道労信協を介して利用者拡大に向けた取り組みの共有化をはかっていく必要がある。

- (6) 「福祉灯油制度」の拡充については前年度と同様の回答であり、今年度新たに、公営住宅住民や灯油配達業者の高齢化に伴う公営住宅高層階への灯油「階上げ」問題については、早急に実態調査をすべきとの要請に対し、『要請がなかった』取り扱い（回答書から要請文が削除される）となり、きわめて不誠実な対応と言わざるを得ず、今後は、連合北海道推薦議員団と連携して議会での対応を含め、このまま放置すれば深刻な社会問題化となることは必定であり、広く道民に警鐘を鳴らしていくことが求められる。

以上